

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市自殺対策協議会				
事務局 (担当課)		精神保健福祉課 電話042-769-9813(直通)				
開催日時		令和2年2月4日(火) 午後2時~午後3時30分				
開催場所		相模原市立産業会館 地下1階 多目的室				
出席者	委員	17人(別紙のとおり)				
	その他	2人(精神保健福祉センター所長、他1人)				
	事務局	5人(福祉部長、精神保健福祉課長、他3人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 会長あいさつ 3 議題 (1) 関係団体の取組について (2) 市自殺総合対策の推進について (3) その他 4 閉会				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

なお、会長欠席のため、副会長が議事を進行した。

(△は副会長の発言、○は委員の発言、 △は事務局職員等の発言)

1 開会

副会長が開会を宣言

2 会長あいさつ

会長欠席のため、副会長からあいさつ

3 議題

(1) 関係団体の取組について

3人の委員から次のとおり取組を紹介

- ・自殺未遂者への対応等、医療機関における自殺対策に係る取組について紹介
- ・自殺事案の報道等、報道機関における自殺事案に係る取組について紹介
- ・自殺が心配される失踪者の相談、自殺予告への対応等、警察における自殺事案に係る取組について紹介

< 意見等 >

身近な人の自殺が報道されてしまうのではないかと心配した御遺族から相談を受けることがある。自殺事案を報道するかどうかは公益性により判断されるとの理解でよいか。その判断の分かれ目とはどのようなものか。

- 自殺で亡くなった人が公人や有名人の場合、またその人が自殺で亡くなったことを多くの人知ることの意味があると考えられる場合など、個別の事案毎に判断される。
- 報道というものが与える影響は大きい。今後の報道においても、その影響の大きさを十分に考え、慎重に判断してほしい。
- いじめなどを含め社会的背景のある自殺については報道するべきだと考える。匿名とするかどうかは御遺族の意向などを踏まえて個別に判断しなければならない。
- 病院には、無理心中を図って搬送される場合があると思うが、そのような患者に対して病院で行われる精神的なケアや支援とは、どのようなものか。
- 重傷で入院に至る場合は、ある程度の時間的猶予があるため、家族や親族、関係者に連絡を取り、今後利用できるサービスや相談窓口の案内等、本人のサポート体制を確認することになる。しかし、入院に至る患者は全体からみれば一部であり、外来診療となるケースや医療につながらないケースの場合、病院だけでケアや支援

を行うのは限界もある。地域資源の活用も含め、行政機関や地域との連携が重要であり、今後の課題でもある。

- 自死遺族から自殺前の状況について知りたいという相談を受けることがあるが、御遺族の心情として、十分に理解できる。
- 警察においては、一見した状況が自殺既遂と思われたとしても、犯罪性を含め、あらゆる可能性を視野に捜査することとなる。また、死因の究明には行政解剖や検案をする。当然、御遺族には必要な説明をし、捜査で得た情報についても可能な範囲で伝えている。

御遺族にしてみれば、なぜ自殺したのか、どのような状況だったのか、少しでも知りたいと思うであろう。現状においても、捜査の結果や部屋の状況など伝えられる内容は御遺族に伝えているが、やはり可能な範囲でということになる。

他自治体の事例だが、医療機関と行政の連携が密な地域であり、自殺未遂で搬送された患者について、医療機関から行政に連絡をし、支援につながったケースがあった。その人は、仕事がなく退院後に生活困窮に陥る状態であったが、保健師が関わり、職業訓練からハローワーク、就労へとつながった。また、別途抱えていた法的な課題については弁護士が支援するなど、医療、行政、司法の3者が関わったものである。

(2) 市自殺総合対策の推進について

民生委員児童委員は、活動において地域住民の話し相手として多くの人に接する。例えば、精神的に非常に不安定な人が地域にいて、その人に対して民生委員児童委員が毎日電話をして話を聴いたケースがあった。話を聴くことがメインの関りであったが、遠方に住んでいた親族にとっては、こうした関わりが地域にあることが安心につながったようである。民生委員児童委員が身近な存在として役に立つことができると考えている。

委員となって市の自殺対策の取組について初めて知ることも多かった。行政や関係団体の取組を知らない市民も多いと思う。更に周知をしてほしい。取組を知っていれば、困っている人がいたときに紹介することなどができる。

- 支援者の支援技術の強化を期待したい。様々な社会資源との連携や、事例を積み上げ、経験を蓄積して体系化することにより、支援技術の向上を図るようお願いしたい。
- 児童・生徒といった未成年者や若年層の自殺対策については、情報が少なかつたとの印象を持った。今後、若年層への対策についても考えていただきたい。
- 相模原市人権施策推進指針において自殺対策に係る項目があるが、そこでは教育や普及啓発、相談、心の健康について述べられていて、基本的人権、個人の尊重、

生きづらさ、学校での同調圧力などについて積極的に触れてはいない。

自殺に追い込まれる要因は社会的背景にあると考えられるため、自殺対策においては人権を尊重する社会づくりが基本となるべきであり、決して、精神保健の分野に限られるものではない。従って、市の自殺総合対策を所管する部署が精神保健に係る部署である妥当性について再検討すべきである。例えば、人権施策を実施する部署は市民局であることから、自殺総合対策もそうした部署が担い、精神保健の分野がしっかり協力し、連携するという考え方もできるのではないか。

借金問題を抱えたとしても、調停において分割払いとするなどの対応を取ることができる。相談による解決や様々な制度の活用などセーフティネットはあっても、知られていないので周知が必要である。

- ハローワークはセーフティネットの一つとして、引き続き貢献できるよう努めたい。
- 自殺者数、自殺死亡率の減少は、関係団体をはじめとする皆様の取組によるものと考えられる。自殺の背景には様々な要因が関連していることから、様々な分野が連携して対策に取り組むことが必要である。
- 警察においては、現に自殺の心配がある人への即時対応を求められることが多いが、その後のケアについても大事であると感じた。
- 近年、自殺者数、自殺死亡率が減少傾向にあること自体は良いことであるが、まだまだ社会的な取組によって防ぐことのできる自殺はある。自殺者数が3万人を超え、社会にショックを与えたときに比べ、自殺に関する注目度は下がっていると感じる。行政には引き続き取組を実施することを願いするとともに、弁護士会としても取組を継続したい。

労働者の立場から考えると、社会的背景による自殺は多いと感じる。働き方改革も勤務問題による自殺が背景にあった。様々な取組をつなげるのは行政機関の役割だと思うので、よろしく願いしたい。

- 自殺者数、自殺死亡率の減少は、様々な取組を実施した結果とも言える。精神疾患のある人や多重債務者といった、苦しい状況にある人は相談先がわからない場合もある。自殺リスクの高い層に効果的に対策できるよう取り組んでもらいたい。

働く人にとって会社にいる時間は長いことから、経営者も知識を持って、従業員に声を掛けられる体制が大切だと感じた。

- 学校において、「生きる力」、「命の大切さ」については時間を割いて児童・生徒に伝えている。しかし、「死」についてはデリケートに扱われ、話題にする機会は多くない。子どもが「死」について知り、語り合うことは必要である。学校教育だけの問題ではないが、子どもにとって、死はリアリティがないのが現状である。

また、報道等で、自殺した子どもが学校に通えていない状況にあったことを知ることがある。不登校の問題は徐々に顕在化し、学校によっては1割近い子どもが不

登校となっている。近年の取組として、子どもの居場所としてステップルームを設置するなど、現場の人材をやり繰りして対応している。現場は大変であるが、これによって不登校の子どもが半減したケースもある。人材の確保など、こうした取組の体制を整える必要もあるが、今後も子どもたちが人とつながれるよう地道に取り組んでいきたい。

- メンタルヘルス関係の相談ができる旨を事業者向けに案内しているが、「心配な従業員がいる。」などの相談は多い。自殺企図を持っているケースや事業所で自殺があった場合のフォローに関する相談もあった。
- 薬剤師会では、医療現場における医師との連携や介護現場における多職種連携などがある。自殺対策においても、適切な専門家や関係団体につなげていくことが必要だと感じた。現にある多くの社会資源を十分に活用できるようにしなければならない。どの薬局でも対応できるよう、今後も活動したい。
- 全国でも自殺者数は減少しているが、現場ではまだまだ搬送される自殺未遂者は多い。十代など若い世代は、死へのリアリティがなく、つらいことに直面したときに、死についての現実感や認識があまりないまま、単に逃げたい一心で衝動的に自殺行動に移す場合がある。タイミングは難しいが、死についてなど現実的な話をする機会は必要である。

また、精神科を受診する若い世代が増えているが、患者の親から子どもへの対応や家庭内の問題についての相談がある。子どもへの支援と同時に、親への相談支援も必要であると感じる。

自殺は社会的課題であるとの認識は、徐々に社会に浸透していると感じる。以前は、精神疾患があるから自殺につながる、すなわち、自殺は精神保健の問題であり医療に任せるといった流れはあったかもしれないが、近年は、行政においても自殺は社会的課題であり、社会的背景による様々な要因によって人が追い詰められ、うつなどの精神疾患につながるという認識を持っている。例えば、司法書士会の法律相談は債務整理など法律的な課題に対する相談を行うことによって社会的課題を解決するためのものであり、自殺対策に資する取組として県の助成金が出ている。

自殺対策における課題を考えると、中高年層を対象とした取組は増えていて、確かに自殺は減っているが、若年層の自殺は横ばい、あるいは増加しているとの話も聞く。若年層への自殺対策は、教育が担う部分は大きいのかもしれない。

司法書士の立場では、なかなか未成年者に接する機会は少なく、相談者に子どもがいたとしても、直接接点を持つことはほとんどない。支援者一人ひとりができることは限られているが、第2次計画には行政や関係団体等の取組が掲載されているので、これを参考に問い合わせるなど、各支援者が気になる人に気付いたら相談窓口につなぎ、連携して支援することが大事である。

また、未成年者が生きづらさについて発信する場はSNSなどネット上になってい

ることもあり、大人からは見えづらい状況になっている。可能であれば、本協議会の委員に未成年者を入れるなど、当事者が参加できるようにすることも考えられるのではないか。

(3) その他

各委員から情報提供等はあるか。

(なし)

全体を通して、意見等はあるか。

(なし)

4 閉会

以 上

相模原市自殺対策協議会委員出欠席名簿

令和2年2月4日(火)

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	新井 久稔	北里大学医学部		出席
2	佐藤 聡一郎	相模原市医師会		欠席
3	坂田 深一	相模原市病院協会		欠席
4	田中 弘子	相模原市薬剤師会		出席
5	正木 利恵子	相模原地域産業保健センター		出席
6	城上 浩美	相模原市立小中学校長会		出席
7	取住 悦子	相模原商工会議所		出席
8	木村 徳泰	連合神奈川 相模原地域連合		出席
9	甲斐田 沙織	神奈川県弁護士会		出席
10	比留川 昇良	神奈川県司法書士会	副会長	出席
11	中村 方子	相模原市民生委員児童委員協議会		出席
12	田代 明寛	相模原市自治会連合会		出席
13	永野 肇	横浜いのちの電話	会長	欠席
14	和泉 貴士	全国自死遺族総合支援センター		出席
15	秋場 智子	公募		出席
16	長谷川 孝	公募		出席
17	水谷 英正	公募		出席
18	小島 和彦	相模原公共職業安定所		出席
19	森 俊行	神奈川新聞社		出席
20	賀美 憲一	相模原警察署		出席